

農業委員候補者の募集要項

◎ 推薦及び応募の資格

(1) 推薦を受ける者又は応募できる者は、次の事に該当する方です。

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者

※法令等により農業委員との兼職が禁止されている職にない者

(2) 次のいずれかに該当する者は、委員となることができません。

- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

◎ 推薦及び応募の方法

① 応募

農業委員候補者として応募しようとする者は、農業委員候補者応募申込書に必要な事項を記入し、記名押印のうえ、農業委員会事務局に提出してください。

② 推薦

農業者又は団体等が農業委員を推薦する場合は、農業委員候補者推薦書に必要な事項を記入し、記名押印のうえ、農業委員会事務局に提出してください。

◎ 提出先

福津市役所別館2階農業委員会事務局へ提出してください。なお、郵送による提出も可能です。（当日消印有効）また、提出された候補者推薦書及び候補者届出書は返却しませんのでご了承ください。

※法律等の規定により候補者推薦書及び候補者届出書に記載された事項は、住所事項を除き、全て公表となりますのでご承知ください。

◎ 候補者の選考

推薦及び応募による農業委員候補者の総数が定数を超えた場合又は市長が必要と認めた場合は、福津市農業委員会委員候補者選考委員会により候補者を選考します。なお、必要に応じて面接を実施する場合があります。

◎ **選考結果の通知**

選考結果は、令和 8 年 8 月下旬までに本人宛に通知します。

◎ **個人情報の取り扱い**

推薦及び応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

◎ **募集員数**

農業委員・農地利用最適化推進委員候補者 若干名

◎ **任期**

前任者の残任期間 任命の日から令和 11 年 12 月 20 日

◎ **主な職務**

農地転用、農地の無断転用の防止・解消などの農地法等に基づいて農業委員会の権限に属する事項についての活動・審議等のほか、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消などの農地の利用の最適化に関する事項についての活動・審議等が主な職務となります。会議は、毎月 1 回程度の開催となります。また、必要に応じ研修会等に出席していただく場合があります。

◎ **身分及び報酬額**

地方自治法第 2 0 3 条の 2 に規定する特別職の非常勤職員で、福津市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき報酬を支給します。

【 **推薦及び応募の問い合わせ先** 】

〒 8 1 1 - 3 2 9 3

福津市中央 1 丁目 1 番 1 号

福津市役所 別館 2 階 農業委員会事務局

電話 0 9 4 0 - 6 2 - 5 0 1 6

FAX 0 9 4 0 - 4 3 - 9 0 0 3

E-mail noi@city.fukutsu.lg.